

相続預金払戻しの必要書類の見方



執筆▶八木正宣 (税理士法人SBL 代表社員・税理士)

最終回

遺産分割前の仮払い請求があった場合の関係書類の見方

お客様から遺産分割協議完了前に相続預金の仮払い請求がありました。相続預金の仮払いにあたって、どんな対応が必要ですか。また、仮払いを行う際の書類の見方を教えてください。



遺産

遺産分割協議が終了するまでは相続人単独で相続預金の払戻しができず、被相続人の債務の弁済や葬儀費用、相続人の生活費の支払いに支障を来す可能性があります。

このような問題を解決するため民法が改正され、令和元年7月より2種類の「相続預金の仮払い制度」が始まりました。この制度を利用すると、遺産分割前に相続人全員の同意がなくても、各相続

人は相続預金の払戻請求ができることとなります。

〈家庭裁判所で決定された金額の払戻し〉

家庭裁判所で遺産分割の調停や審判が申し立てられている場合において、相続預金の払戻しを受けたい相続人が仮払いの申請を行って、その審判を受けることにより、決定された金額の払戻しを受けることができます。この仮払いにより各相続人の最終的な相続分が増減することはなく、仮分割がなかったものとして分割の調停または審判が行われます。

なお、相続預金から払い戻した資金を生活費等へ充てることの必要性が問われ、他の相続人の利益を害しない場合に限り認められる制度となっています。

相続預金の払戻手続きにおいては、審判書謄本(サンプル1)を確認することになります。

審判の告知日から2週間、これに不服のある相続人が即時抗告するための期間とされています。審判告知日から2週間を経過し

て、即時抗告がなければ、その審判の内容で確定したことになります。その場合には、裁判所において審判が確定したことについて証明する、審判確定証明書(サンプル2)が発行されることとなります。審判書謄本に審判が確定した旨の記載がない場合には、確定証明書をもって審判確定の確認をすることになります。

本支店全体で情報共有が必要になる

〔最高150万円までの払戻し〕
前述の仮払い制度は、家庭裁判所に申立てをしなければならぬため、相続人は少なからず負担を強いられることとなります。そこで、相続開始後の少額の資金需要に応えるため、家庭裁判所の手続きが不要で、資金使途も問われぬ相続預金の払戻しを可能にする制度が導入されました。

なお、これらの制度により払い戻された預金は、後日の遺産分割において、払戻しを受けた相続人が取得するものとして調整が図ら

れることとなります。各相続人は、相続預金のうち、口座ごとに次の計算式で求められる金額については、金融機関から単独で払戻しを受けられます。

・相続発生時の口座ごとの預金額×3分の1×払戻しを行う相続人の法定相続分
これは遺言書がある場合や、遺産分割協議が完了していないこと

相続財産に属する相続預金の全部または一部について、仮払いの審判が下されたことを確認

来店者が相続預金の仮の取得者かどうかを、印鑑証明書等と照らし合わせ確認

審判書上に審判が確定した旨の記載がない場合は、「確定証明書」をもって審判確定を確認

サンプル1 遺産の仮分割の仮処分の審判書謄本

令和3年(家)第12号 審判前の保全処分申立事件

審判
本籍 東京都中野区中野1丁目1番1号
住所 東京都中野区中野1丁目1番1号
申立人 近代 花子

~割愛~

主文
1 被相続人近代太郎(令和3年1月1日死亡)の相続財産のうち、別紙遺産目録中の下記預貯金債権は、仮に申立人近代花子の取得とする。
(4) 中野中央信用金庫 中野支店 普通預金 口座番3333
よって、主文のとおり審判する。
令和3年2月20日
東京家庭裁判所 家事審判官 梶 半治 ㊟
これは謄本である
同日同庁 裁判所書記官 所 照司㊟

サンプル2 審判確定証明書

審判確定証明書

事件の表示 令和3年(家)第12号 審判前の保全処分申立事件
当事者の表示 申立人 近代 花子
相手方 近代 一郎
被相続人 近代太郎

審判の日 令和3年2月20日
確定年月日 令和3年3月5日
上記のとおり証明する。
令和3年3月5日
福井家庭裁判所 裁判所書記官 所 照司㊟

●少額仮払い制度の計算例

<前提条件>

①相続人 妻と長男の2名
②相続預金の内訳

普通預金	相続発生日の残高300万円	仮払い請求日の残高250万円
定期預金	相続発生日の残高200万円	別途経過利息 10万円

<計算例>

普通預金	$300万円 \times 1/3 \times 1/2 = 50万円$
定期預金	$210万円 \times 1/3 \times 1/2 = 35万円$
合計	85万円 < 150万円 よって85万円

が前提となる手続きで、金融機関ごとに払い戻せる金額の上限が150万円と定められています。他の金融機関にも預金があれば、そこから150万円を限度に払戻しを受けることが可能です。この制度により払戻しを行ったとき

には、自店だけで完結させず、本支店全体で情報を共有するように取り扱わなければなりません。実際の手続きでは、相続人とその法定相続分を確認するため①被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等、②相続人全員の現在の戸籍謄本等、③払戻しを受ける相続人の印鑑証明書等の提出を受けます。そのうえで「仮払い請求書」(金融機関により名称は異なる)の記入を促すこととなります。請求書と添付書類の提出を受けて、金融機関側で仮払い金額の計算を行い、請求した相続人の口座に払い戻すこととなります。具体的な計算例は、図表を確認してください。

ポイント

- 家庭裁判所で決定された金額の払戻しでは、審判書謄本などの確認が必要
- 家庭裁判所の手続きが不要な払戻しは、金融機関ごとに最大150万円